

9 災害に強い県土を築くプロジェクト

政策目標の概要(A)

平成23年3月に発生した東日本大震災は、従来言われてきた規模をはるかに超え、原子力発電所の事故も続き、未曾有の大災害となった。こうした大規模な災害が発生したとき、県民の生命や生活の安全を最優先に確保することが県の最重要課題であり、そのためには、県として最善の努力をした中で、「想像を超える災害」「想定外」という言葉を使わないよう、大規模な災害への備えを十分に行い、市町村と連携しながら、災害に強い県土をしっかりと築いていく必要がある。このため、消防体制を強化し消防力の充実・強化に努めるほか、災害時の被害を最小限にとどめるためのハード・ソフト両面の対策の推進、災害時の孤立地区解消対策の推進など、災害に強い県土の整備に取り組む。

| 主な取組 (B) | 施策 (C) | 事業 (D) | 個別事業(E) | | | | | | | | | | 決算額 | H26事業結果 | 事業の評価と改善の方向性(H28年度予算への対応) | | | | | | | |
|--|-----------|-----------|------------------------|-------|-------|----------------|---|--|--|---------------|----------------|--------------|--------------|------------|--|---|--|--|--|---|--------|--|
| | | | 個別事業名 (予算上の事業または事項) | 新規／再掲 | 担当部局 | 担当課 | 個別事業概要 | 目標・指標 | | | | | | | 予算額 | | 部局評価 | 財政課評価 | | | | |
| | | | | | | | | 成果(結果)を示す項目 | 実績値 | | 目標値 | | | | H26 当初 (千円) | H27 当初 (千円) | H26 決算 (千円) | 評価 区分 | 評価の考え方 | 評価 区分 | 評価の考え方 | |
| | | | | | | | | | H22 H23 H24 H25 H26 | H25 (前々年度) | H26 (前年度) | H27 (当年度) | | | | | | | | | | |
| 1 消防力の充実強化 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1)消防 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ■ 県内11消防本部の広域化を推進し、平成28年度を目途に1消防本部体制を目指します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 消防広域化推進 | | 総務部 | 消防保安課 | 消防本部の広域化を推進し、県内消防の体制強化を図る。 | 消防の広域化に係る検討・研究会議の開催数 | H22 8回 H23 2回 H24 3回 H25 0回 H26 0回 | 必要に応じて助言等 | 必要に応じて助言等 | 必要に応じて助言等 | 部局予算対応 | 部局予算対応 | - | H24年度に実施した首長アンケートで否定的な意見が多数となったことを受け、厳しい状況であることを認識している。国や他県の動向に注視し情報収集を行った。 | 4 | H28年度が推進計画の終期であるため、今後、国や他県の動向を注視しつつ、各消防本部、市町村の考えを整理し、今後の方針を検討。 | 4 | 消防本部の広域化については、市町村や各消防本部と十分な意見交換が必要であり、地域の声を確認しながら検討を継続。 | | |
| ■ 平成28年6月からの消防救急無線のデジタル方式移行にあたり、共同整備・共同運用等を行う消防本部に対し支援を行います。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 旅館ホテル耐震診断補助 | | 健康福祉部 | 衛生食品課 | 耐震診断義務化対象となる県内の旅館ホテルに対して、国の制度に即した耐震診断費上限額の1/6の額を補助する。 | 耐震診断実施率 | H26:4.8% | - | 100% | 100% | 41,206 | 7,141 | 2,795 | 耐震診断義務化対象である旅館ホテル21施設のうち、4施設への補助を決定し、うち1施設について補助金の交付を完了した。 | 1 | H27年度末までに耐震診断が完了することから、事業終了。 | 1 | H27年度末までに耐震診断が完了することから、事業終了。 | | |
| 1 消防力の充実強化 小計 | | | | | | | | | | | | | 7,141 | | | | | | | | | |
| 2 防災対策事業の推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1)災害に強い県土の整備推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ■ 多くの県民が利用する公共施設の耐震補強や洪水に強い河川の整備を図るとともに、災害発生時に避難・救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等広範囲な応急対策活動を広域的に実施するための緊急輸送道路等の整備を推進します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 災害に強い道路整備 | | 県土整備部 | 道路整備課 都市計画課 | 北関東自動車道全線開通による観光、産業振興への効果を最大限に生かすため、高速道路へのアクセス道路となる「7つの交通軸」を重点的に整備する。 ・東毛広域幹線道路(国道354号) ・上信自動車道(国道145、353号) ・国道120号椎坂バイパス ・西毛広域幹線道路 ・主要地方道大間々世良田線 ほか | ①災害に強い道路供用開始予定年度(供用箇所数) H23:2箇所 H24:5箇所 H25:6箇所 H26:1箇所 ②区画整理事業完成路線 H23:2路線 H24:2路線 H25:2路線 H26:2路線 | ① 6箇所 | ① 1箇所 | ① 15箇所 (累計) | 22,609,331 | 21,817,952 | 24,821,695 | ① 供用箇所数 1箇所 ② 西毛広域幹線道路で用地買収及び改築工事を実施した。 | 4 | 災害に強い道路供用開始箇所については、国道353号金井バイパスを除き、目標値を達成できた。国道353号金井バイパスについては、金井東裏遺跡の埋蔵文化財調査で甲着装人骨等が発掘されたことに伴い、現地保存の計画変更を行うことから、H30年度供用の見込みである。 また、区画整理事業完成路線については、1路線が工事の遅れにより完成しなかったがH27年度完成した。 防災対策の観点からも最終目標値を早期に達成できるよう引き続き事業を実施する必要がある。 | 4 | 防災対策という観点からも、道路整備を計画的に行う必要があるため継続。 十分な整備効果が発揮できるよう、防災担当部局とも連携を図りながら事業推進に努める必要がある。 | | | |
| | | | 治水対策 | | 県土整備部 | 河川課 | 河道の拡幅や堤防強化、調節池の整備などの河川施設整備のほか、長寿命化計画に基づく効率的な施設の保全など適正な維持管理を図る。 | 洪水による氾濫から守られる区域の割合 | H23 :33.4% H24 :33.7% H25 :34.0% H26 :34.4% | 34.0% | 34.3% | 34.4% | 4,667,154 | 5,283,076 | 5,129,205 | 河積狭小などにより集中豪雨の際に氾濫被害が発生する荳川、板倉川などで河川改修を進め、0.4ポイント改修率が向上した。また、排水機場のポンプ施設点検など、増加する社会資本に対し効率的な維持管理を実施した。 | 4 | 河川改修率は、「34.4%」と1年早くH27目標値に達成するなど、その成果は順調に推移している。 しかし、未改修箇所は依然として多く残っており、局地的な集中豪雨等による浸水被害も発生していることから、継続的に事業を実施する必要がある。 | 4 | 治水対策は県民の安全安心を守るためには必要不可欠な事業であるため継続。 | | |

【「はばたけ群馬プラン」重点プロジェクト推進シート】 <PJ9>2

| 主な取組 (B) | 施策 (C) | 事業 (D) | 個別事業(E) | | | | | | | | | | 決算額 | H26事業結果 | 事業の評価と改善の方向性(H28年度予算への対応) | | | | | | | |
|--|-----------|-----------|------------------------|-----------|-------|--|-------------------------------------|----------------------|---------------------------------|-------------------------|--------------|--------------|---|---|---|---|--|--|------------|----------|------------|--|
| | | | 個別事業名 (予算上の事業または事項) | 新規/ 再掲 | 担当部局 | 担当課 | 個別事業概要 | 目標・指標 | | | | | | | 予算額 | | 部局評価 | 財政課評価 | | | | |
| | | | | | | | | 成果(結果)を示す項目 | 実績値 | | 目標値 | | | | H26 当初 (千円) | H27 当初 (千円) | H26 決算 (千円) | 評価 区分 | 評価の 考え方 | 評価 区分 | 評価の 考え方 | |
| | | | | | | | | | H22 H23 H24 H25 H26 | H25 (前々年度) | H26 (前年度) | H27 (当年度) | | | | | | | | | | |
| (2)被害を軽減するハード対策 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ■緊急輸送道路をはじめ、重要な路線上の橋梁の耐震対策を強化するとともに、橋梁やトンネル、下水道施設、学校、住宅などの長寿命化や耐震化を推進します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 橋りょう点検・橋りょう補修 | 県土整備部 | 道路整備課 | 「群馬県橋梁長寿命化計画」に基づく定期的な点検と計画的で予防保全的な修繕の実施により、橋りょうの長寿命化を図ることで効率的な維持管理を進めるとともに、道路ネットワークの安全性を確保する。 | ①緊急輸送路内橋梁の耐震化率 ②長寿命化計画に基づく予算の平準化 | ① 100% ② 1,500百万円 | ① 100% ② 1,500百万円 | ① 100% ② 1,500百万円 | 1,583,522 | 1,776,000 | 3,713,729 | H26年度補修実績橋梁数 128橋 | 4 | 緊急輸送路内橋梁の耐震化率については、100%であり最終目標値を達成できている。 今後も橋梁の長寿命化を図り、コスト削減につなげるため、「群馬県橋梁長寿命化計画」に基づき、損傷箇所の補修を継続的に実施する必要がある。 | 4 | 現状施設について、予防的補修による長寿命化を図る必要があるため継続。 | | | | |
| | | | トンネル修繕 | 県土整備部 | 道路管理課 | 通過車両の安全を確保するため、損傷が進み剥落等の危険性があるトンネルの修繕を実施する。 | 緊急支援ルートへの応急対策が必要なうち、対策を実施したトンネルの累計数 | 11箇所 | 13箇所 | 15箇所 | 244,000 | 225,000 | 459,645 | 中央自動車道笹子トンネル事故を受けて、トンネル緊急点検を実施し、危険性のあるトンネルの補修工事を実施した。 ・国122号丸トンネルほか1トンネルの対策を完了。 | 4 | 県が管理しているトンネルの多くは建設から年数が経過しており、通過車両の安全を図るためには、今後も継続して実施する必要がある。 ・整備目標については概ね順調だが、今後も継続して整備を進める必要がある。 | 4 | トンネル通過車両の安全を図るため、計画的な修繕を行う必要があり、継続。 | | | | |
| | | | 下水道施設長寿命化 | 県土整備部 | 下水環境課 | 下水道施設の健全度に関する点検・調査結果に基づき耐震対策及び個別施設の長寿命化対策を含めた改築を行う。 | 改築が必要な下水道施設の対策数 | 6箇所 | 16箇所 | 18箇所 | 2,497,000 | 2,014,000 | 2,375,105 | 奥利根、県央、西邑楽、桐生、新田、佐波の各処理区で長寿命化対策及び耐震対策を実施。県央処理区の前橋ホップ場ほか計4箇所の耐震対策。桐生処理区水処理第1系ほか計2箇所の下水道施設の改築が完了。 | 4 | 改築が必要な下水道施設の対策数について、「17箇所」とH26年度の目標値を上回っており、その成果は順調に推移している。 さらに最終目標値である「18箇所」を達成できるよう継続して事業を実施する必要がある。 下水道施設を健全に維持していくために、28年度以降も引き続き長寿命化及び耐震化を図る必要がある。 | 4 | 下水道事業を維持していくため、施設の耐震対策及び長寿命化を図る必要があり継続。 | | | | |
| | | | 木造住宅耐震改修支援事業 | 県土整備部 | 建築課 | 木造住宅の耐震改修普及促進体制の強化を目的として、市町村が実施する耐震改修補助事業への支援を実施する。 | 木造住宅耐震改修補助制度を実施する市町村数 | 35市町村 | 35市町村 | 35市町村 | 31,000 | 31,000 | 3,012 | 大地震の被害を最小限に抑えるため、19件の木造住宅耐震改修補助を行い、木造住宅耐震改修補助制度を実施する市町村は21市町まで増加した。 | 4 | H27までの時限措置であるが、首都圏直下地震等は、いつ起きてもおかしくないため、市町村の理解を深め制度創設を働きかけていくとともに、県民への周知を図り木造住宅の耐震改修を進めていく必要がある。 | 1 | H27までの時限事業。 補助制度を設けた市町村は増加しているが、事業規模200件に対して、補助実績はH25が18件、H26が19件と少数。 今後の木造住宅耐震改修促進については、事業内容等について検討する必要がある。 | | | | |
| | | | 社会資本総合整備(県営住宅長寿命化) | 県土整備部 | 住宅政策課 | 群馬県営住宅長寿命化計画(H22年3月)に基づき住戸改善を実施し、既存県営住宅の長寿命化をはかる。 | 県営住宅の改善の戸数 | 改善51戸 | 改善81戸 | 累計改善411戸 | 850,271 | 1,154,603 | 781,304 | 長寿命化改善を実施することで、県営住宅の長寿命化を図ることができた。 | 4 | 予防保全的な維持管理及び耐久性の向上を図る改善は県営住宅の長寿命化のために必要である。 | 4 | 長寿命化による更新コスト削減については引き続き取り組む必要があり継続。 | | | | |
| | | | 地域防災拠点校耐震化推進 | 教育委員会 | 管理課 | 生徒の安全のみならず、災害時の地域住民の避難場所としても活用される県立学校施設で、現在の耐震基準に適合していない施設について、H27年度末までに耐震化を完了するため、計画的に耐震改修工事を実施する。 | 県立学校耐震化率(年度末) | 95.6% | 97.7% | 100% | 111,553 | 2,031,221 | 2,161,831 | 伊勢崎工業高等学校特別教室棟など13棟の耐震改修工事設計業務委託を実施した。 沼田女子高等学校管理教室棟など20棟の耐震改修工事を実施した。 | 2 | 地域防災拠点校における対象施設のうち、耐震性の低いものについて、H27年度末までに耐震化を完了させ、使用しなくなった施設については解体する。 | 2 | 耐震化工事については、耐震改修計画に基づきH27年度までに完了する予定であるため、一部廃止。 今後は、使用しない建物の解体等を実施。 | | | | |
| | | | 県立学校施設長寿命化推進 | 教育委員会 | 管理課 | S50年代に児童・生徒の急増に伴い同時期に建設された県立学校施設が一斉に改修時期を迎えている。経年劣化が著しい県立学校施設の計画的な維持修繕工事を実施し、施設の長寿命化を推進することで児童・生徒の教育環境の質的向上を計る。(計画策定に係る調査等を実施) | 長寿命化計画を策定し、それに基づき維持保全工事を実施する。 | 緊急を要する維持保全工事の実施 | 長寿命化計画を策定するための必要な調査を実施 | 長寿命化計画に基づく計画的な維持保全工事の実施 | 20,000 | 2,218 | 18,360 | 長寿命化計画策定に必要となる施設の劣化状況調査を実施した。(全79校のうち39校を実施し全校完了) | 3 | 長寿命化による既存県立学校施設の活用を実現するため、計画的な保全措置を推進する。施設の老朽化は深刻な状況であり、劣化状況調査の結果に基づき、劣化の進行が著しい施設の保全に係る設計・工事に着手して行く必要がある。 | 4 | 県立学校施設を有効活用していくためには、長期保全計画の策定は必要不可欠であるため、継続。 長寿命化工事については、保全計画策定後に計画的に実施していくこと。 | | | | |
| | | | 県立学校施設再生改修 | 教育委員会 | 管理課 | S50年代に児童・生徒の急増に伴い同時期に建設された県立学校施設が一斉に改修時期を迎えている。計画的な維持修繕とは別に、長寿命化に必要な緊急を要する工事を実施する。 | 緊急を要する維持保全工事を実施する。 | 緊急を要する維持保全工事の実施 | 緊急を要する維持保全工事の実施 | 200,000 | 200,000 | 201,727 | 老朽化が著しい学校施設の構造躯体や設備機能の健全性を維持するための改修を実施した。 (屋上防水改修、トイレ洋式化改修、空調設備設置更新) | 4 | 老朽化が進行し構造躯体の健全性や設備機能が低下した施設については、維持保全のための改修を適切なタイミングで実施して施設の再生を図る必要がある。 | 4 | 児童・生徒の安全を確保するため、施設の緊急的な改修工事は必要不可欠であるため、継続。 | | | | | |

| 主な取組 (B) | 施策 (C) | 事業 (D) | 個別事業(E) | | | | | | | | | | 決算額 | H26事業結果 | 事業の評価と改善の方向性(H28年度予算への対応) | | | | | |
|---|-----------|-----------|------------------------|-------|-------|-------|--|----------------------------------|--|------------------|------------------|------------------|-----------|-----------|---------------------------|---|-------------------|---|--------|---|
| | | | 個別事業名 (予算上の事業または事項) | 新規/再掲 | 担当部局 | 担当課 | 個別事業概要 | 成果(結果)を示す項目 | 目標・指標 | | | 予算額 | | | 評価区分 | 部局評価 | 財政課評価 | | | |
| | | | | | | | | | 実績値 | | 目標値 | | | | | H26 当初 (千円) | H27 当初 (千円) | H26 決算 (千円) | 評価の考え方 | 評価の考え方 |
| | | | | | | | | | H22 H23 H24 H25 H26 | H25 (前々年度) | H26 (前年度) | H27 (当年度) | | | | | | | | |
| | | | 警察施設耐震補強整備 | | 警察本部 | 警察本部 | 災害発生時の活動拠点となる警察署等の耐震化整備を行う。 | 耐震化整備 | H26:設計委託 | - | 耐震設計 | 耐震診断、設計、工事 | 5,900 | 40,652 | 3,564 | 特定建築物である棟高職員宿舎について、耐震補強設計を実施した。 | 4 | 耐震補強整備は毎年実施しているが、旧耐震基準の施設があることから、事業を継続して実施していく必要がある。今後も順次、耐震診断、設計、補強工事を継続する。 | 4 | 警察施設は、警察活動の基盤施設であるとともに、災害時の拠点施設にもなり得る施設である。計画的な耐震補強整備を実施していく必要があるため、継続。 |
| | | | 被災対策整備 | 再掲 | 警察本部 | 警察本部 | 大規模災害の発生に備え、活動拠点となる警察施設や装備品を整備する。 | 警察施設、装備品の整備 | - | 整備の推進 | 整備の推進 | 整備の推進 | 58,874 | 42,800 | 41,086 | ① 装備資機材、備蓄食糧の整備拡充を図った。 ② 前橋東署及び西片貝町庁舎の非常用発電機の更新整備を行った。 | 4 | ① 大規模な災害等が発生した際に警察機能(基盤)を確保するため、計画的に整備してきた。 今後も、被災対策を効果的に推進するため、装備資機材や備蓄食糧の整備を継続する必要がある。 ② 非常用発電機については、5カ年計画で進めてきた更新整備がH27年度で終了するが、今後は設備の長寿命化を図るための補修工事や減耗更新など、適切な維持管理に努める必要がある。 | 4 | 装備資機材や備蓄食糧、警察施設の非常用発電機等について、計画的な整備が図られた。 今後も、災害発生時に万全の対応ができるよう、施設、装備資機材、備蓄食糧の適切な維持管理、計画的な整備・更新が必要であるため、継続。 |
| | | | 大規模商業施設耐震診断費補助事業 | 新規 | 産業経済部 | 商政課 | 耐震改修促進法改正に伴い耐震診断義務化対象となる大規模小売店舗を設置する中小企業に対して、国の制度に即した耐震診断費上限額の1/6の額を補助する。 | 耐震診断実施率 | - | - | 100.0% | - | 8,624 | - | - | 平成27年度新規事業のため、事業評価対象外 | | | | |
| ■ 台風や近年増加している局地的な集中豪雨(ゲリラ豪雨)に備え、河道の拡幅や堤防強化、調節池の整備等による治水対策や土砂災害対策を推進します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 治水対策 | 再掲 | 県土整備部 | 河川課 | 河道の拡幅や堤防強化、調節池の整備などの河川施設整備のほか、長寿命化計画に基づく効率的な施設の保全など適正な維持管理を図る。 | 洪水による氾濫から守られる区域の割合 | H23:33.4% H24:33.7% H25:34.0% H26:34.4% | 34.0% | 34.3% | 34.4% | 4,667,154 | 5,283,076 | 5,129,205 | 河積狭小などにより集中豪雨の際に氾濫被害が発生する葦川、板倉川などで河川改修を進め、0.4ポイント改修率が向上した。また、排水機場のポンプ施設点検など、増加する社会資本に対し効率的な維持管理を実施した。 | 4 | 河川改修率は、「34.4%」と1年早くH27目標値に達成するなど、その成果は順調に推移している。 しかし、未改修箇所は依然として多く残っており、局地的な集中豪雨等による浸水被害も発生していることから、継続的に事業を実施する必要がある。 | 4 | 治水対策は県民の安全安心を守るためには必要不可欠な事業であるため継続。 |
| | | | ため池緊急保全対策 | | 農政部 | 農村整備課 | 地震や豪雨等の自然災害に対し脆弱で、危険性が高い小規模なため池について、緊急的に整備を実施し、下流域の防災・減災を図る。 | 改修に着手したため池数(箇所) | H22:- H23:- H24:2箇所 H25:3箇所 H26:1箇所 | 2箇所 | 2箇所 | 10箇所(累計) | 79,413 | 100,000 | 87,111 | 1箇所着手 | 4 | 自然災害に対して危険性が高い小規模なため池についても、保全対策は必要である。また、地域からも改修要望があげられている。 | 4 | 自然災害に対して脆弱なため池について、緊急性等の観点から優先順位を付けて保全対策を実施することとし、継続。 |
| | | | 農村地域防災減災 | | 農政部 | 農村整備課 | 地震や豪雨等の自然災害に対して脆弱なため池を改修し、下流域における農地や宅地、公共施設等への被害を未然に防止する。 地域開発等により雨水の流下が増大、集中した結果、水路から溢水し、周辺の農地や宅地等に浸水被害が発生している地域に対して、水路改修等の対策を講じ、被害の軽減を図る。 人体に有害な石綿等を使用した農業用管水路の撤去及び安全な材料による布設替えを実施し、農村地域の防災安全度の向上及び地域環境の保全を図る。 | ①浸水防止累計面積(ha) ②用水安定供給累計面積(ha) | ①浸水防止累計面積 H22:160ha H23:200ha H24:390ha H25:648ha H26:671ha ②用水安定供給累計面積 H22:2ha H23:27ha H24:81ha H25:219ha H26:298ha | ①550ha ②105ha | ①550ha ②105ha | ①680ha ②308ha | 407,230 | 461,700 | 538,568 | 浸水防止面積 671ha 用水安定供給面積 298ha | 4 | ため池等の施設の安全対策を実施し、災害の未然防止を図ること及び地域開発により雨水の流入量が増加することで豪雨時に水路が溢水し、周辺農地や宅地等への浸水被害が発生している地域に対し、水路改修等の対策を講じることで被害の軽減を図る事業は必要であり、今後も継続して取り組む必要がある。 老朽化した石綿等が使用されている管水路を撤去し、石綿を有していない管製品に代替することで、石綿の飛散防止による農業者等の健康保持及び農業生産の安定が図られるため、今後も継続して取り組む必要がある。 | 4 | 計画に沿って改修は進んでおり、防災対策として、排水路整備やため池の改修は必要であり、継続。 また、人体に有害な石綿管を使用した農業用管水路の撤去と代替品の敷設も計画的に行う必要があるため継続。 |
| | | | 震災対策農業水利施設整備 | | 農政部 | 農村整備課 | 農業水利施設が地震によって損壊することにより、農用地、農業用施設はもとより、地域住民の生命、財産、公共施設にも甚大な被害が発生する恐れがあるため、農業水利施設の耐震性を点検・調査するとともに、必要な耐震性を有していない農業水利施設の整備を実施して災害の未然防止を図る。 | 耐震化検証の実施地区数 | H22:- H23:- H24:3箇所 H25:2箇所 H26:4箇所 | 4箇所 | 4箇所 | - | 41,500 | 242,500 | 165,727 | 大規模ため池調査 4箇所 | 4 | 地震により農業水利施設が損壊した場合に、地域住民の生命、財産、公共施設に甚大な被害が生じる恐れがある施設の耐震性を把握し、必要な対策を図っていくため必要である。 | 4 | 地震による損壊を未然に防止するため、ため池等の点検・調査を計画的に実施する必要があるため継続。 |
| | | | 地すべり対策 | | 農政部 | 農村整備課 | 地すべり防止区域(地すべりが発生又はそのおそれ極めて大きい区域等)において地すべりを防止することにより、農地や農業施設を守るとともに、県土保全と安全な農村環境を図る。 | 効果の発現(完了地区)数 | H22:- H23:- H24:- H25:- H26:- | - | 1地区 | - (H30完了予定) | 20,000 | 50,000 | 45,259 | 地すべり対策事業(完了地区)0地区 | 4 | 地すべり防止法第3条により指定された地すべり防止区域における対策工事については、地すべりの崩壊を防止し、国土保全と民生安定のために継続して支援する必要がある。 | 4 | 地すべり防止のための対策工事の実施により、対象地域の住民の安全・安心を確保する必要があるため継続。 |

【「はばたけ群馬プラン」重点プロジェクト推進シート】 <PJ9>4

| 主な取組 (B) | 施策 (C) | 事業 (D) | 個別事業(E) | | | | | | | | | | 決算額 | H26事業結果 | 事業の評価と改善の方向性(H28年度予算への対応) | | | | | | | |
|---|-----------|-----------|--|-----------|-------|-------------------|--|---|---|---|---|---|-----------|-----------|---------------------------|---|-------------------|---|------------|--|------------|--|
| | | | 個別事業名 (予算上の事業または事項) | 新規/ 再掲 | 担当部局 | 担当課 | 個別事業概要 | 成果(結果)を示す項目 | 目標・指標 | | | | | | 予算額 | | 部局評価 | 財政課評価 | | | | |
| | | | | | | | | | 実績値 | | 目標値 | | | | H26 当初 (千円) | H27 当初 (千円) | H26 決算 (千円) | 評価: 区分 | 評価の 考え方 | 評価: 区分 | 評価の 考え方 | |
| | | | | | | | | | H22 H23 H24 H25 H26 | H25 (前々年度) | H26 (前年度) | H27 (当年度) | | | | | | | | | | |
| | | | 道路冠水対策 | | 県土整備部 | 道路管理課 | ゲリラ豪雨などにより多発する道路冠水などに対し、集水口、側溝などの改修を行い、冠水被害の軽減を図る。 | 道路冠水対策箇所数 | H23 : 21箇所 H24 : 26箇所 H25 : 32箇所 H26 : 37箇所 | 32箇所 | 38箇所 | 45箇所 | 104,400 | 104,400 | 407,577 | 安全で快適な道路空間を確保するため(主)前橋安中富岡線ほか計5箇所の道路冠水対策を実施した。 | 4 | 近年多発しているゲリラ豪雨に対しても冠水被害を軽減させる必要があり、整備箇所での冠水被害を防ぐことが出来た。今後も、残り8箇所を計画的に冠水対策を実施する必要がある。 | 4 | 県民の安全安心のため、計画的に災害対策を推進する必要がある。 | | |
| | | | 土砂災害対策(ハード) | | 県土整備部 | 砂防課 | 人命を守るための施設整備を推進するとともに、適切な維持管理の実施により、土石流・がけ崩れ・地すべりによる土砂災害を防止する。 | 土砂災害危険箇所の整備率を32.3%から33.3%へ向上 | H23: 32.3% H24: 32.8% H25: 33.0% H26: 33.1% | 32.8% | 33.1% | 33.3% | 3,750,606 | 4,299,639 | 3,109,423 | ○砂防/西の沢(みなかみ町)ほか37箇所を実施し、沢頭沢(藤岡市)ほか4箇所が完成。 ○地すべり対策/戸室地区(高山村)ほか2箇所を実施し、坂本地区(神流町)が完成。 ○急傾斜地崩壊対策/はるな郷Bほか12箇所を実施し、小河原東地区(下仁田町)ほか3箇所が完成。 ○単独砂防施設/上記の他、土石流危険渓流における渓流保全工事、急傾斜地崩壊危険区域における擁壁工事等の対策を実施し、土砂災害の防止に努めた。 ○維持管理/区域指定地の適正管理のための除草、伐木、区域標柱・標識や転落防止柵等の付帯施設の補修を行った。また、既存施設を有効利用するため、砂防堰堤等の堆積土除去、地すべり防止施設の修繕を行い土砂災害防止機能の回復を行った。 | 4 | 土砂災害危険箇所整備率について「33.1%」とH26年度目標を達成しており、その成果は順調に推移している。さらに最終目標である「33.3%」を達成できるよう継続して事業を実施する必要がある。 | 4 | 県民の安全安心のため、土砂災害に備えた計画的な施設整備や管理が必要であり継続。 | | |
| ■ 浅間山や草津白根山などの噴火に備えるとともに、噴火後の火山泥流や土石流対策を国と連携を図りながら進めます。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 浅間山直轄火山砂防事業負担金 | | 県土整備部 | 監理課 | 火山噴火に伴い発生が想定される土砂災害の被害をできる限り軽減(減災)するために実施する。 | 中規模噴火に伴う土砂流出により被害が想定される人家、事業所、田畑、重要交通網(国道18号)等の保全 | | 平常時対策として優先度の高い砂防堰堤の設計 | 平常時対策として優先度の高い砂防堰堤の設計 | 砂防堰堤の工事着手 | 117,000 | 250,000 | 241,667 | ○砂防堰堤、工用道路、コンクリートブロック制作/片蓋川、濁沢、地藏川、赤川で実施。 | 4 | 今後とも目標に向け継続して事業を実施する必要がある。 | 4 | 火山災害に備えた計画的な対策のための負担金であり継続。 | | |
| ■ 森林の持つ水源かん養機能や土砂災害防止機能を発揮させるため、森林の整備や治山施設の整備を推進します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 治山事業 | | 環境森林部 | 森林保全課 | 森林の持つ水源かん養機能や土砂災害防止機能を発揮させるための森林の整備や治山施設の整備を推進する。 | ①治山事業施工面積 ②民有林治山事業による森林整備面積 | ①治山事業施工面積 H23: 72.9ha H24: 75.5ha H25: 116.4ha H26: 54.8ha ②森林整備面積 H23: 534.0ha H24: 629.0ha H25: 362.0ha H26: 519.4ha | ①治山事業施工面積 70.0ha ②森林整備面積 500.0ha | ①治山事業施工面積 70.0ha ②森林整備面積 500.0ha | ①治山事業施工面積 70.0ha ②森林整備面積 500.0ha | 5,675,068 | 5,717,068 | 6,871,755 | 山腹崩壊地、荒廃渓流等に治山施設を設置し、機能低下した保安林において森林整備を実施したことにより、山地災害の危険から県民の生命、財産の保全が図られた。 補助事業 185箇所 単独事業 160箇所 | 4 | 本事業は、山腹崩壊地や荒廃渓流等の復旧整備や保安林機能強化のための森林整備によって、山地災害を防止・軽減するものであり、今後も県民の安全安心を確保する上で積極的に実施していくべき必要不可欠な事業である。 | 4 | 県民の安全・安心を確保するための事業であり、継続。事業箇所の選定にあたっては、必要性、緊急性、事業効果等を十分検討すること。 | | |
| | | | ぐんま緑の県民基金事業 (森林ボランティア支援、森林環境教育指導者養成を除く) | | 環境森林部 | 林政課、林業試験場 | ぐんま緑の県民税を導入し、奥山等立地条件が悪く、適正な管理ができず、公益的機能を維持・発揮できない森林を整備 | 森林整備面積 | H26 0ha | — | 420ha | 885ha | 616,132 | 891,424 | 190,096 | 区域調査については1,170haの計画のところ1,560ha実施したが、所有者及び境界の特定に手間取り、実施計画調査、森林整備は計画面積に至らなかった。次年度以降は、区域調査を早期に完了し事業を実施していきたい。 | 4 | 豊かな水を育み、災害に強い森林づくりと、里山・平地林等の森林環境を改善し、安全・安心な生活環境を創造するために、今後も継続した実施が必要である。 | 4 | 豊かな水を育み、災害に強い森林づくりと、里山・平地林等の森林環境を改善し、安全・安心な生活環境を創造するために、事業を行っていく必要があるため継続。 | | |
| | | | 森林整備 | | 環境森林部 | 林政課、森林保全課、森林緑化推進課 | 森林の有する多面的な機能の保全を図るため、造林や間伐などの森林施策の実施を支援する。 | 森林整備面積 | H23 5,607ha H24 4,524ha H25 3,652ha H26 3,636ha | 7,000ha | 7,000ha | 7,000ha | 1,229,620 | 1,160,462 | 1,103,068 | H26年度は、3,636haの植栽、下刈、間伐等の作業の支援を行い、森林の公益的機能の発揮及び森林生産力の増進を図ることができた。 (事業別実績) ・補助公共造林 … 1,441ha ・単独森林整備 … 225ha ・森林活性化対策 … 28ha ・間伐促進強化対策 … 587ha ・補助公共治山 … 573ha ・保安林リフレッシュ … 191ha ・水源宝くじ … 41ha ・その他 … 550ha | 4 | 森林生産力の増進及び、森林の公益的機能の発揮を図るため、今後も森林整備を推進する必要がある。 | 4 | 森林のもつ多面的な機能の維持・発揮のために、継続。事業箇所の選定にあたっては、必要性、緊急性、事業効果等を十分検討すること。 | | |

| 主な取組 (B) | 施策 (C) | 事業 (D) | 個別事業(E) | | | | | | | | | | 決算額 | H26事業結果 | 事業の評価と改善の方向性(H28年度予算への対応) | | | | | | |
|---|-----------|-----------|------------------------|-----------|-------|---|---|--|--|----------------------|--------------------|------------------|---------|---------|--|--|--|---|---|--|--|
| | | | 個別事業名 (予算上の事業または事項) | 新規 /再掲 | 担当部局 | 担当課 | 個別事業概要 | 成果(結果)を示す項目 | 目標・指標 | | | | | | 予算額 | | 部局評価 | 財政課評価 | | | |
| | | | | | | | | | 実績値 | | 目標値 | | | | H26 当初 (千円) | H27 当初 (千円) | H26 決算 (千円) | 評価 区分 | 評価の 考え方 | 評価の 考え方 | |
| | | | | | | | | | H22 H23 H24 H25 H26 | H25 (前々年度) | H26 (前年度) | H27 (当年度) | | | | | | | | | |
| <p>■ 水道事業者である市町村と連携し、水道における石綿セメント管の更新を促進します。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 石綿セメント管の更新 | 健康福祉部 | 衛生食品課 | 全市町村に石綿セメント管路更新計画を策定させ、実施状況の定期報告を求めることにより、更新状況について指導等を行う。 | 石綿セメント管布設率 | H23 : 3.7% H24 : 3.5% H25 : 確定値は、H27.10発表 H26 : 確定値は、H28.10発表 ※厚生労働省調査 | 3.0% | 2.7% | 2.4% | - | - | - | 県内全市町村が策定している「石綿セメント管更新計画」に基づき更新を実施しているが、その中で更新の遅れている市町村については、個別協議を行うことで、着実な更新を促進することができた。 | 4 | 県全体では、石綿セメント管の布設率は順調に減少しており、着実に促進が図れているが、市町村ごとの更新状況には差があることから、今後も更新促進について指導をしていく必要がある。 | 4 | 市町村における石綿セメント管の更新を促進するため、継続。 | | |
| <p>(3)被害を軽減するソフト対策</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>■ 県民に危険箇所の情報を提供するため、土砂災害警戒区域の指定や浸水想定区域図の策定を推進します。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 土砂災害対策(ソフト) | 県土整備部 | 砂防課 | 土砂災害警戒区域の指定や災害図上訓練等により、土砂災害への備えを充実させる。 | ①県内全箇所の土砂災害警戒区域の指定を完了 ②災害図上訓練の実施市町村数(累計) | ① H23 : 4,689箇所 H24 : 6,716箇所 H25 : 8,203箇所 H26 : 8,967箇所 ② H23 : 12市町村 H24 : 15市町村 H25 : 18市町村 H26 : 23市町村 | ①7,635箇所 ②18市町村 | ①7,635箇所 ②23市町村 | ①7,635箇所 ②27市町村 | 138,000 | 121,577 | 92,414 | ①H26に群馬県内の土砂災害警戒区域の指定を完了した。 ②H26に5市町村で実施し、目標値どおり23市町村で実施している。 | 4 | ①「土砂災害警戒区域等」については、県内の指定が完了した。指定後は、土砂災害防止法にある、おおむね5年毎の基礎調査実施を継続して行う。 ②災害図上訓練に関しては、H27年度で、目標値である、県内の土砂災害警戒区域の存在する全27市町村の実施に向け継続して取り組んでいく。 | 4 | 土砂災害警戒区域の指定を行うための基礎調査や、土砂災害警戒情報システムや雨量観測局の保守管理などの計画的な対策を行うための経費であり継続。 | | |
| <p>■ 高齢者や障害のある人が安心して暮らせるよう、社会福祉施設の立入検査を含めた防災指導等により、安全性の向上を図ります。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 建築物違反対策及び建築物防災対策 | 再掲 | 県土整備部 | 建築課 | 建築基準法違反建築物への是正指導等の実施及びホテル・旅館や社会福祉施設などの特殊建築物の防災対策に係る定期報告提出の指導及び防災査察等を行う。 | ホテル・旅館や社会福祉施設などの特殊建築物への戸別による防災査察指導等の件数 | H23 : 257件 H24 : 432件 H25 : 179件 H26 : 108件 | 240件 | 170件 | 累計 1,750件 | 1,374 | 1,693 | 645 | ホテル・旅館等に対し、108件(第1期49件、第2期59件)の防災査察による指導を行った。 | 4 | 全国的に多発する火災事故等を受け、観光客や多くの県民が利用する建築物への防災査察を継続し、安全・安心の確保に努めている。 また、査察結果を踏まえ、防火・避難等に対する違反是正が未完である建築物等へのフォローアップ(公表を含む)を引き続き推進する必要がある。 | 4 | 引き続き、指導に万全を期し、県民の安全安心を確保していく必要があるため継続。 | |
| | | | 宅地関連補助事業 | | 県土整備部 | 建築課 | 大規模盛土造成地等の地震時における安全性の検証をするため、変動予測調査を行う等の事業を行う。 | 調査対象となる大規模盛土造成地(全12区域)の変動予測調査実施箇所数 | H23 : 1区域 H24 : 1区域 H25 : 1区域 H26 : 1区域(H25と同区域) | 1区域実施 (実施区域累計5区域) | 1区域実施 (累計5区域) | 1区域実施 (累計5区域) | 6,949 | 6,941 | 6,642 | 1区域実施 (H25と同区域) | 4 | 調査対象となる大規模盛土造成地12区域のうち、H26までに5区域の地質調査が完了した。 引き続き変動予測調査を実施し、地震時における安全性の検証を推進すると共に県民への周知を図る必要がある。 | 4 | 大規模盛土造成地等の安全性を確保していく必要があるため継続。 | |
| | | | 耐震改修促進普及事業 | | 県土整備部 | 建築課 | 耐震改修普及を目的として、一般県民を対象とした耐震改修についての講演会及び建築技術者を対象とした木造住宅耐震診断・耐震改修技術者養成講習会をそれぞれ開催する。 現行の群馬県耐震改修促進計画がH27年度末で満了することから、H27はH37を目標年次とした次期計画を策定する。 | 住宅耐震化:講習会の受講者数 | H23:講習会282名 H24:講習会195名 H25:講習会26名 講演会103名 H26:講習会106名 | 300名 | 300名 | 延べ1,500名 | 1,182 | 7,728 | 756 | 設計者向けに耐震診断・補強方法の講習会を開催。 県民向けに知識の普及及び木造住宅の耐震化補助制度の活用促進を図るため、啓発冊子の作成やチラシの配布を行った。 | 4 | 木造住宅の耐震診断技術者及び耐震補強技術者を養成するとともに、県民向け講演会や啓発冊子の配布等により、木造住宅の耐震化に係る知識の普及・啓発が図られた。 今後とも継続して技術者の養成及び県民への周知を図る。 | 4 | 大地震発生時の被害を軽減できるよう、木造住宅等の耐震化を進めていく必要があるため継続。 目標に比べ、参加者数が少ない状況であるため、事業実施方法の工夫等、参加者数の増加につながる取り組みが必要。 | |
| <p>■ 被災情報や避難者の情報等、迅速な災害情報の提供に向け、既存公共施設を活用した情報ネットワークを整備します。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 水位・雨量等の情報提供 | | 県土整備部 | 河川課 | 水位・雨量や、洪水予報等の情報提供を実施し、水防活動の準備・出動の判断や、県民の避難判断に資する。 | 洪水予報の河川数 | (洪水予報河川の総数) H23: - H24: 1河川 H25: 1河川 H26: 1河川 | 2河川 | 2河川 | 3河川 | 172,733 | 182,719 | 41,452 | 水位雨量情報提供のため、システムの保守管理を実施した。 また、避難行動の目安となる洪水予報河川の指定に向けて、未指定の2河川(広瀬川、鳥川)にて、指定に要する降雨時の河川流量等の水文観測を実施した。 | 4 | 洪水予報の河川数について、最終目標値「3河川」を達成できるよう、継続的に事業を行う必要がある。 | 4 | 洪水に備えるため、今後も継続して事業を実施する必要がある。 | |
| <p>■ 迅速な初動体制と早期の災害復旧に向け、担当職員の防災教育や公共施設の情報管理システムを強化します。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 遠隔地バックアップシステム | | 企画部 | 情報政策課 | 県の業務上重要な情報システム(重要システム)のデータを、オンラインで遠隔地に保存するシステムを整備し、重要システムの本体が被災した際に、遠隔地のデータを使用して、より早期にシステムを復旧できるようにする。 | 重要システムの停止期間 | H25:平成26年2月システム稼働 H26:被災による重要システム停止実績なし | 最大でも7日間とする | 最大でも7日間とする | 最大でも7日間とする | 3,707 | 3,715 | 3,681 | 安定的に、対象とする重要システムのバックアップデータの遠隔地への保存を行った。また、有事の際に対応できるようにデータの復旧訓練を実施した。 | 4 | 重要システムが被災した際に、速やかにシステムを復旧し、業務を継続できるようにするため、本システムを継続して保守し、安定的に運用する必要がある。 | 4 | 災害時に、支障なく安定して運用できるように保守する必要があるため、継続。 | |

| 主な取組 (B) | 施策 (C) | 事業 (D) | 個別事業(E) | | | | | | | | | | 決算額 | H26事業結果 | 事業の評価と改善の方向性(H28年度予算への対応) | | | | | |
|---|-----------|-----------|------------------------|-----------|----------------|--|-----------------------------------|--|---------------------------------|---------------|--------------|--------------|-----------|-----------|--|-------------------|---|----------|---------------------------------------|------------|
| | | | 個別事業名 (予算上の事業または事項) | 新規/ 再掲 | 担当部局 | 担当課 | 個別事業概要 | 成果(結果)を示す項目 | 目標・指標 | | | 予算額 | | | 部局評価 | 財政課評価 | | | | |
| | | | | | | | | | 実績値 | | 目標値 | | | | H26 当初 (千円) | H27 当初 (千円) | H26 決算 (千円) | 評価 区分 | 評価の 考え方 | 評価の 考え方 |
| | | | | | | | | | H22 H23 H24 H25 H26 | H25 (前々年度) | H26 (前年度) | H27 (当年度) | | | | | | | | |
| (4)災害時の孤立地区解消対策 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ■ 災害発生時に地域の孤立を防止するため、斜面崩壊対策や土砂災害の防止対策などを行います。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 道路防災対策 | 県土整備部 | 道路管理課 道路整備課 | 災害時に地域の防災拠点となる旧市町村役場等までの緊急支援ルートの防災対策を行うとともに、土砂崩落などによって道路が寸断され、長期に集落が孤立しないよう、落石対策や道路改築等を実施する。 | 緊急輸送道路のうち県庁と地域の拠点を結ぶ路線の落石等危険箇所対策数 | H23 : 47箇所 H24 : 54箇所 H25 : 64箇所 H26 : 74箇所 | 72箇所 | 81箇所 | 93箇所 | 4,027,953 | 3,824,995 | 5,888,301 | (主)沼田大間々線を含む10箇所での法面対策工事が完了 また、道路への落石や斜面崩壊等の災害を未然に防ぐための防災事業を実施した。 | 4 | 緊急輸送道路における通行者の安全を確保するため、今後も継続して実施する必要がある。 緊急輸送道路のうち県庁と地域の拠点を結ぶ路線の落石等危険箇所の整備目標について、概ね順調に事業進捗している。 さらに最終目標値である「93箇所」を達成できるよう継続して事業を実施する必要がある。 | 4 | 県民の安全安心のため、計画的に災害に強い道づくりを推進する必要がある継続。 | |
| | | | 土砂災害対策(孤立化防止) | 県土整備部 | 砂防課 | 人命を守るための施設整備と併せ、孤立化防止のための土砂災害対策を推進する。 | 土砂災害危険箇所の整備率を32.3%から33.3%へ向上 | H23 : 32.3% H24 : 32.8% H25 : 33.0% H26 : 33.1% | 32.8% | 33.1% | 33.3% | 2,790,630 | 3,231,182 | 2,683,592 | ○砂防/西の沢(みなかみ町)ほか37箇所を実施し、沢頭沢(藤岡市)ほか4箇所が完成。 ○地すべり対策/戸室地区(高山村)ほか2箇所を実施し、坂本地区(神流町)が完成。 ○急傾斜地崩壊対策/はるな郷Bほか12箇所を実施し、小河原東地区(下仁田町)ほか3箇所が完成。 ○単独砂防施設/上記の他、土石流危険渓流における渓流保全工事、急傾斜地崩壊危険区域における擁壁工等の対策を実施し、土砂災害の防止に努めた。 | 4 | 土砂災害危険箇所整備率について「33.1%」とH26年度目標を達成しており、その成果は順調に推移している。 さらに最終目標である「33.3%」を達成できるよう継続して事業を実施する必要がある。 | 4 | 県民の安全安心のため、土砂災害に備えた計画的な施設整備が必要であり継続。 | |
| ■ 災害発生時にも地域が孤立しないよう、必要な物資・情報の提供や人的支援を迅速に行うシステムを市町村と連携して整備します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 防災対策事業の推進 小計 60,567,965 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |